



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 坂本 貴
(コード番号 6819)

問い合わせ先
IR 担当執行役員 関本 秀貴
電話番号 03-5786-3900

「株式併合についてのQ&A」の策定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日付で別途開示いたしました「株式の併合に関するお知らせ」において記載の通り、平成 23 年 6 月 14 日に開催予定の第 36 期定時株主総会に、株式併合議案を付議させていただく予定です。

つきましては、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様に、今回の株式の併合議案について、一層のご理解を深めていただくために、添付の「株式併合についてのQ&A」をご用意いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本資料は、同株主総会において、株式併合議案が承認可決されることを前提としております。

「株式併合についてのQ & A」

Q1. 株式併合の目的は何でしょうか。

本株式併合は、以下に記載のとおり、当社グループの財務基盤及び投資環境の整備、発行済株式総数の適正化及び株価状況の改善、株式管理コストの削減のために行うものであります。具体的には下記に記載のとおりです。

(1) 当社グループの財務基盤及び投資環境の整備

平成23年6月14日に開催予定の第36期定時株主総会に「資本金の額減少の件」、「資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金処分の件」を付議いたします。同議案らが承認可決された場合、資本金及び資本準備金がそれぞれ減少するものの、発行済株式総数の変動は生じませんが、配当を行いやすい環境を整える観点から、本株式併合により発行済株式総数を減らし適正な発行済株式総数とします。

(2) 発行済株式総数の適正化及び株価状況の改善

当社の発行済株式総数は、大証JASDAQ市場の上場企業の平均上場株式数と比較して約18.916倍となっております。本株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、1株当たりの諸指標や株価をより分かりやすくすることで、当社の状況に対するご理解を深めていただくことが可能になるものと考えております。これにより、当社の株式が株式市場において一層適正に評価され、企業イメージの向上に資するものになることと存じます。

株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第4号では、月末終値または月間終値平均が10円未満である場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。そのため、株価の状況を改善する方策の一つとして今回、株式併合を実施したいと考えております。

(3) 株式管理コストの削減

株式上場維持費を含む管理部門の経費削減は企業価値向上には欠かせません。中でも株主名簿管理人への証券代行手数料等の株式管理コストは、平成23年3月期で約2,900万円となっております。当該費用は、平成23年3月期の当社の本社経費約2億3,700万円に占める割合のうち約12.2%となっており、大きな比重を占める費用の一つであります。本株式併合により増加する少数株主の皆様が単元未満株式の買取りを行うことによって、株式管理コストの削減が見込まれます。

Q2. 本株式併合議案が承認可決された場合、株式の資産価値への影響はありますか。

特段、影響はございません。

本株式併合は、あくまで上記Q1. の回答記載の目的によるものであり、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値に影響を与えるものではありません。株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、理論上、株主様がお持ちの株式の資産価値は変わりません。今回の株式併合により、お持ちの株式数は10分の1になりますが、1株当たり純資産価額は10倍になります。

Q3. 現在 1,000 株（単元株式のみ）の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなるのですか。

株式併合の効力発生日である平成23年7月1日には、保有株式は100株となります。効力発生日後も、従前通り、大証JASDAQ市場において市場取引ができます。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は上場企業としてかかる趣旨を尊重し、単元株式数 100 株の変更は行わないものとさせていただきます。

Q4. 現在 900 株（単元株式のみ）の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなるのですか。

株式併合の効力発生日である平成23年7月1日には、保有株式は90株となります。効力発生日後は単元未満株式に該当することになり、大証JASDAQ市場において市場取引ができなくなります。

Q5. 現在 1,100 株（単元株式のみ）の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなるのですか。

株式併合の効力発生日である平成23年7月1日には、保有株式は110株となります。効力発生日後も、保有株式100株に関しては、従前通り、大証JASDAQ市場において市場取引ができます。保有株式10株に関しては、単元未満株式に該当することになり、大証JASDAQ市場において市場取引ができなくなります。

Q6. 現在 90 株（単元未満株式のみ）の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなるのですか。

株式併合の効力発生日である平成23年7月1日には、保有株式は9株となります。効力発生日後も、従前通り、大証JASDAQ市場において市場取引ができません。

Q7. 現在 9 株（単元未満株式のみ）の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなるのですか。

株式併合の効力発生日である平成 23 年 7 月 1 日には、保有株式は 0.9 株となります。効力発生日後も、従前通り、大証 JASDAQ 市場において市場取引ができません。

なお、この「1 株に満たない端数」につきましては当社にて一括取りまとめて売却処分し、端数の 0.9 株分に応じてその代金をお支払いいたします（お支払いは 9 月頃となる予定です）。

Q8. 本株式併合議案が承認可決された場合、株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

なお、上記 Q 7. の回答記載のとおり、10 株未満の株式をご所有の株主様につきましては、当該株式分が株式併合により 1 株未満の端株株式相当分となり、これを当社にて一括取りまとめて売却処分させていただきます（会社法 235 条）。処分代金は、端株株式相当分に応じて当該株主様にその代金をお支払いいたします（お支払いは 9 月頃となる予定です）。

Q9. 単元未満株式や単元未満株式の買取制度及び買増制度について教えてください。

単元未満株式は、証券市場での売買ができない、株主総会での議決権を行使できないなどの制約があります。そのような不便を解消するために、会社法において、単元未満株式の買取制度（1 単元に満たない株式を当社が買い取る）及び買増制度（株主様が 1 単元に満たない株式を買い足して保有株式を 1 単元単位にする）があります。

当社は、単元未満株式の買取制度を採用しておりましたが、第 36 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議し同議案が承認可決された場合、株式併合の効力発生日である平成 23 年 7 月 1 日より、単元未満株式の買増制度が新設されます。

(1) 単元未満株式の買取制度

単元未満株式の買取制度とは、ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度です。買取価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の大証 JASDAQ 市場における当社株式の終値に当該請求株数を乗じた額となります。

(2) 単元未満株式の買増制度

単元未満株式の買増制度とは、ご所有の単元未満株式を 1 単元（100 株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度です。買増価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の大証 JASDAQ 市場における当社株式の終値に当該請求株数を乗じた額となります。

Q10. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが、どうすればいいのですか。

単元未満株式の買取請求を行うお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。

また上記Q9. の回答記載のとおり、定款一部変更の議案が承認可決された場合、株式併合の効力発生日である平成23年7月1日より、単元未満株式の買増しが可能となり、買増しのお申出もお取引の証券会社において受け付けております。

Q11. 本株式併合議案が承認可決された場合、最低投資金額への影響はありますか。

最低投資金額は以下のような影響があります。

(ご参考) 株式併合前と株式併合後の最低投資金額の試算

※ 株式併合前の株価は平成23年5月12日の終値である5円としています。株式併合後の株価は、これに併合比率(10株を1株に併合)を加味した理論上の値です。

	株 価	単元株式数	最低投資金額
(株式併合前)	5円	100株	500円
(株式併合後)	50円	100株	5,000円

Q12. 信用取引への影響はありますか。

信用取引には制度信用取引と一般信用取引の2種類があります。このうち制度信用取引については、本株式併合の影響を受けず、効力発生日前の清算などは必要ありません。他方、一般信用取引については、投資家の方々と各証券会社との相対取引になりますので、証券会社によりお取り扱いが異なります。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせ下さい。

Q13. 株式併合のスケジュールを教えてください。

今後のスケジュールは以下の通りです。

- (1) 第36期株主総会決議日 平成23年6月14日(火曜日)
- (2) 株式併合基準日 平成23年6月30日(木曜日)
- (3) 株式併合の効力発生日 平成23年7月1日(金曜日)
同日より、単元未満株式の買増しが可能となります。
- (4) 1株未満の処理 平成23年9月(予定)

上記Q7. の回答記載のとおり、10株未満の株式をご所有の株主様につきましては、当該株式分が株式併合により1株未満の端株株式相当分となり、これを当社にて一括取りまとめて売却処分させていただきます(会社法235条)。処分代金は、端株株式相当分に応じて当該株主様にその代金をお支払いいたします(お支払いは9月頃となる予定です)。

以 上